

◎新潟県告示第1307号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
五十嵐川漁業協同組合（三条市高岡651）
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変 更 後		変 更 前	
(遊漁期間等) 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間及び区域で行わなければならない。		(遊漁期間等) 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間及び区域で行わなければならない。	
魚 種	期 間 ・ 区 域	魚 種	期 間 ・ 区 域
あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で、組合が公表する期間。 友釣りは7月1日午前6時から11月30日まで、ゴロ掛けは9月10日午前6時から11月30日までとする。 ただし、渡瀬橋より上流の区域は10月1日から10月7日まで、渡瀬橋より下流の区域は10月1日から10月14日までを禁漁とする。	あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で、組合が公表する期間。 友釣りは7月1日午前6時から11月30日まで、ゴロ掛けは9月10日午前6時から11月30日までとする。 ただし、渡瀬橋より上流の区域は10月1日から10月7日まで、渡瀬橋より下流の区域は10月1日から10月14日までを禁漁とする。
うぐい	1月1日から12月31日まで	うぐい	1月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで	こい	1月1日から12月31日まで
かじか	1月1日から12月31日までの期間内で、4月11日から4月20日までを除く。	かじか	1月1日から12月31日までの期間内で、4月11日から4月20日までを除く。
やまめ	3月1日から9月30日まで	やまめ	3月1日から9月30日まで
いわな	3月1日から9月30日まで	いわな	3月1日から9月30日まで
にじます	<u>1月1日から12月31日まで</u> 守門川と五十嵐川の合流地点から信濃川と五十嵐川の合流地点までの五十嵐川本流のみ	にじます	<u>3月1日から9月30日まで</u> 守門川と五十嵐川の合流地点より信濃川合流地点まで(守門川及び各支流は除く)
2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店並びに遊漁承認証販売店に掲示して公表するものとする。		2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店並びに遊漁承認証販売店に掲示して公表するものとする。	

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日